

副  
本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外4名

## 証拠申出書

平成20年8月27日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口 幸



被告らは、その主張事実を立証するため、次のとおり証拠の申出をする。

### 1 人証の表示

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県保健医療部生活衛生課

証人 齋藤 弘 (同行)

(尋問予定時間 約40分)

### 2 証人によって証すべき事実

本証人は、現在、保健医療部生活衛生課副課長の職にあり、県内水道事業者の総括調整する部署の副課長である。これまでも水需要予測や水源開発に係る業務に携わってきた経験がある。

同証人により、埼玉県の水需要予測、現在有する水源、今後の水源開発の方針



等を明らかにすることで、安定給水のための水源として、八ッ場ダムの水利権を取得する必要性を立証する。

### 3 尋問事項

別紙尋問事項書のとおり



別紙

尋問事項書

- 1 埼玉県における八ッ場ダム（水源確保）の重要性について
- 2 埼玉県が行ってきた水需要予測の基本的な考え方について
- 3 埼玉県長期水需給の見通しにおける水需要予測の具体的な手法について
- 4 埼玉県の保有水源量について
- 5 その他本件に関する事項

副  
本

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外4名

## 証拠申出書（追加）に対する意見書

平成20年8月27日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口 幸 男



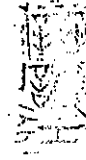
被告らは、原告ら平成20年6月11日付け証拠申出書（追加）の第8及び第9  
に対して、次のとおり意見を述べる。

### 第8 証人 田島浩について

不適切と考える。

(理由)

- 1 田島浩は、平成20年4月から現職についたものであり、直近の水需要予測を行った平成18年度は在職していなかったことから、原告らが求める具体的な水需要予測手法や過去の需要実績を無視した予測を行っていること等について、何らこれらに関与しておらず、詳しい事情を知らない。よって、証人としては不適である。被告申請の齋藤弘証人が適切であると考えます。



## 第9 証人 朝堀泰明について

不要と考える。

(理由)

- 1 朝堀泰明は、昭和56年の利根川水系工事实施基本計画の改定時及び平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時の河川法第63条2項に基づく意見の回答の際に河川砂防課長の職になかったことはもとより、何らこれらの回答にも関与していないので、証人として不適切である。基本的に治水に関するもの（利根川水系工事の計画等）について、埼玉県職員を証人として尋問する意味や必要性は認められない。
- 2 原告の立証趣旨によると、埼玉県県土整備部河川砂防課長である朝堀泰明の証人尋問によって、埼玉県が、①利根川水系工事实施基本計画の改定時の費用負担率、八ッ場ダム基本計画変更時に河川法に基づく費用負担、八ッ場ダム基本計画の策定及び変更それぞれにそれぞれ同意し、②国土交通大臣からの納付命令に応じて支出決定していることについて、同証人をもって、負担金額が著しく増額となる計画変更等に対する県の意見や納付命令に対する県の方針を決定する際の埼玉県内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって埼玉県が著しい利益を受けることがないことについて立証するというのである。
- 3 この点、八ッ場ダムの治水に係る建設の埼玉県の費用負担は、河川法第63条1項における「都府県が著しく利益を受ける場合」として、河川法第60条1項に基づき群馬県が負担すべき費用の一部をその受益の限度において負担するものである。
- 4 まず、八ッ場ダム基本計画の策定及び変更時の埼玉県知事の意見は、特定多目的ダム法第4条4項における関係都道府県知事としての意見であって、河川法第63条1項にいう著しい受益の有無や程度についての意見ではない。

次に、昭和56年の利根川水系工事实施基本計画の改定時及び平成15年



の八ッ場ダム基本計画変更時には、埼玉県知事は、河川法第63条2項に基づき同条1項の費用負担について異議のない旨の意見を述べているが、そのうち、平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時の負担割合の変更は、流水の正常な機能の維持という事業が新たに加わったことによるものであり、著しい受益の有無や程度について意見を求められたものではなく、埼玉県としても著しい受益の有無や程度について意見を述べたものでもない。また、河川法第63条2項に基づく都道府県知事の意見は、同条4項における「協議」とは異なり、「意見を聞く」ものであって、国を拘束するものではないから、河川法第63条1項に基づく費用負担の納付通知の効力に関係しない。

さらに、国土交通大臣からの納付通知に対し支出は義務付けられ、支出する際に著しい受益の有無や程度について判断する必要がないことは明らかである。

- 5 そうすると、特定多目的ダム法第4条4項に基づき八ッ場ダム基本計画の策定及び変更について意見を述べる際や国土交通大臣からの納付通知に対して負担金を支出する際に、埼玉県知事等が著しい受益の有無や程度について判断しているものでもないし、河川法第63条2項に基づく埼玉県知事の意見は国を拘束するものではないから、原告らの主張する財務会計行為の違法に関し、朝堀泰明の証人尋問によって埼玉県内部の検討状況を立証しても意味がない。

以上